

# 邇摩郡井田村の「神楽一件諸帳面」について

岡 宏三

はじめに

大元神を勧請し、夜通しの神楽も明け方近い頃、神殿（舞殿）に託綱をかけて託宣の祭儀を行い、神楽成就の後にその地区の大元神の神木に蛇体の藁綱を巻き付けることで知られる、石見国中央の地域、邑智郡で行われてきた大元神楽について、牛尾三千夫は古くから執行してきた祭主としての経験を中心として、在地に伝わる史料も採訪しつつ総合的研究をおこなったことで知られている。氏は大元神について次のように位置づける。

今日大元神は村々に於ける聚落の神として、一種の農耕神的なものとして祀られているが、かつて古くは一族一門の祖靈として祀られてきたものと思われる。そのことは今日一村一集落の信仰の対象となつても、なおその信仰の範囲は、その祭地近在の数軒ないし数十軒の家々が昔ながらに年々の祭りを行う処が多いことによつても知ることが出来る。

備後・備中地方の荒神信仰は、中世以来の名を単位として成立したもので、このに対し山路興造は、中世荘園の内部に生まれた有力農民層である名主を中心

に形成された共同体・血縁的集團において、その集團の紐帶を負つた神は自分達の直接の祖靈にして生産を支配する神々であつたろうとし、「今日の民俗学の知識では、五穀豊穣の神と祖靈神とはかならずしも別の神ではない」と述べている。そしてそれを物語る事例として、山間部の名主の屋敷は、水口（灌溉用水の取水口）が存在し、名田がみわたせる山と田の境付近に、屋敷のすぐ裏山には先祖を祀る墓地が設けられたことを挙げ、「即ち墓地は水口の近くであるわけである」農業生産の要となる水源を見護る存在であるという。<sup>(3)</sup> そしてまた「墓地とは別に、何年かを経て神格化した祖靈を祀るのも、わが国の古くからの習俗で、この祖靈はすでに個別の先祖ではなく、共同体共通の祈りの対象で、まさに神楽などにおいて降臨を願い、その意志を聞くべき神とした。つまり中世の名の共同体祖靈信仰は、古代の氏族社

が可能となる神事儀式なのであった。<sup>(1)</sup>

会における祖先信仰とが結合したものであるという。更にこの共同体の祭祀においては、「祖靈神をまつる祭祀者は共同体内部にいたわけではない」、「伊勢・熊野・吉野をはじめ修驗系の下級宗教人が（中略）祖靈神の祭祀や、五穀の豊穰などを切実に願う人々の心をつかんでいたものと考える」「彼等を山岳修驗や本格的山伏に対し里山伏とか郷里修驗などと名付けているが、具体的には西日本では法者などの名で呼ばれる男性の宗教者と、命婦・巫女などと呼ばれる女性の宗教者が組となって祭祀に参与したという研究が近年出されている」と述べている。そしてこうした里山伏（里修驗）が地域の小祠・小堂の管理者も兼ねて次第に定着をみたのが共同体の祭祀者だろうという。

このように山路は中世末の村落社会における神楽について概観した上で、中国地方では祖靈神を主に荒神と呼び、石見地方では大元神がこの神にあたる、とする。そして「大元神祭祀の古い姿を考える参考」として「その付帶的祭祀形態を牛尾三千夫氏報告の例」（『祖靈加入の儀式としての荒神神樂』、「まつり」第一二号、一九六七年所収。後に『神樂と神がかり』第一部第二章に再収）を紹介している。つまり山路にとって、一般論として中世末の名主を中心とした共同体でおこなわれていたのは祖靈祭祀であり、大元神樂も同様であるという。また牛尾が、広島県比婆郡東城町塩原の荒神神樂の次第を紹介し、死後三十三年を経て祖靈に加入する鎮魂儀式との見解を加えた備後の荒神神樂は大元神樂の原態を考える上で参考になるといふ。牛尾が控えめに述べた見解が、山路に至っては既成事実の事柄として語られているのである。<sup>(4)</sup>

しかしながら、大元神樂は祖靈の祭祀である、ないしはそれを示唆するような伝承や地元の言及は、牛尾以前にはみられなかった。大元神樂の最古の史料として例示される、元和乙卯（元年＝一六一五）の年紀を持つ、川本町吾郷天津神社の「大元舞熟書之事」<sup>(5)</sup>は、九ヶ村の神主らが合議決定した大元舞執行の取り極めであるが、ここにおける大元祭の目的も祖靈の祭祀の記述ではなく、「征夷大將軍右大臣様、以

御威光普四海静謐被為穩治、万民為安堵思（略）天下太平、御武運長久御祈禱、大元祭奉勧請仕度」と謳っている。そもそも大元神樂が行かれている地域にも、大元神だけでなく荒神も祀られている事例は散見する。とすれば、この地域の荒神はどう位置づけたらいいのだろうか。

一方牛尾は、備後においては「若宮帳」が伝来し、死後一、三年の内に若宮として祖靈に加わる習わしがあるとの田中重雄の報告（「上下地方における若宮信仰について」『広島民俗』第九号、一九七八年）も紹介している。<sup>(6)</sup>だが呼称は「荒神」ではなく「若宮」であり、「若宮帳」に相当する「荒神帳」の存在は寡聞にして聞かない。かつ若宮としての神格を与えられる祖靈は主として氏神の神役に携わった家の祖靈という。これは備中の例であるが、令和元年（二〇一九）一〇月二六日から翌日にかけて行われた岡山県新見市土橋町長作地区の七年式年の長作神樂における調査の際の聞き取りでは、神樂の由来について地元の传承は、永禄年間（一五五八～七〇）、村の代わりに年貢減免を求めて成敗された小林長作なる武士の靈を慰霊するためにはじまつたという。<sup>(7)</sup>祖靈への神上げというよりは御靈の鎮魂というべきである。また出雲大社周辺には荒神社が多く散在するが、同族荒神ではなく、それぞれの地区の産土社的存在である。すなわち中国地方に荒神信仰は広く分布するが、荒神＝祖靈神と限定的に捉えるのは、信仰の実態に合わないのである。

山路はその一方で、神樂を執行した神職等の神樂組の構造に着眼した分析で大元神樂の研究に新たな方向性を提示している。すなわち近世前期では「〇〇太夫」と名乗るものが一般的であったこと、明和八年頃那賀郡上津井村で行われていた大元神樂では神職らに加えて巫女一人の名前もみえること、天保一〇年（一八三九）邑智郡井沢村の神樂帳にみえる神樂組の範囲は、今日とさほど変化していないこと、神樂組は必ずしも固定したものではなく、時に別の神樂組に参加していたことなどを見明らかにし、「御神樂舞言立目録」（牛尾三千夫氏旧蔵、大元神樂伝承館所蔵）の邑智郡川本村の神主三浦重賢の文化七年（一八一〇）の奥書きから、三浦がこの頃神

楽台本の詞章の修正を試みていたことなどを明らかにしている。

近年この視点で大きな成果を挙げているのは錦織稔之である。石見東部の安濃郡・邇摩郡に伝来する史料から、同地域においても近世には大元神楽が行われていたこと、しかも文化文政期の段階では七座神楽など出雲神楽的要素の濃い神楽が浸透していたこと、更に天保二年（一八三一）には邇摩郡宅野村の大元祭に出雲国飯石郡八神村の神職・橋本市之正を招いている事例をはじめ、出雲国飯石郡の神職が招かれていることを同時代の史料から明らかにした。<sup>(8)</sup>

このように牛尾三千夫が提示した「大元神＝祖靈」は長らく基本的定義として定着し、その後の研究はとくに式年祭のたびに現況の観察がほとんどであった。在地である石見地方の古文書等の史料を基に神楽の構成や演目内容を本格的に再検討するようになったのは極く近年のことである。

本稿で紹介する史料は、島根県立古代出雲歴史博物館において平成三〇年度購入の、県外に流出していた邇摩郡の村方文書の中に含まれていた。その内容は従来紹介されてきた近世の大元神楽関係史料のなかでも古い時期に属するものであり、かつ神楽執行に際しての準備に関する内容であるため、役差帳と異なり演目は知られない代わりに、一七世紀から一八世紀にかけての一ヶ所において祭祀としての神楽の目的、役割の分担等の変遷を辿ることが出来る希有な史料である。よって全文を翻刻するとともに、その内容について記述に従つて分析及び考察を行つてみたい。

## 1、井田村の梗概

本史料は、「井田村、神樂一件諸帳面、明和七年寅」、裏に「万見合可成諸書物入」と表記された和紙の一件袋に収納されていた帳面一冊である。かつての井田村は現在の大田市温泉津町井田地区の西北部、都治川沿いに形成された小盆地一帯で、当該地域は現在、上井田、隅田、城郷、中正路の四地区で構成されている。ただし古い時代には西隣する波積本郷の東端を「下井田」といい、井田村に含まれていた。

あるいはむしろ近世になつて波積本郷に編入されたというべきだろう。しかし後述するように松尾八幡における神楽には近世もなお下井田も加わっていた。

近代の井田村は、明治八年（一八七五）に津淵、井尻二ヶ村、同二三年（一八八九）には荻村、福田、大田の五ヶ村と合併して成立した。このため近世の井田村の区域はこの頃「元井田」と呼ばれていた。戦後になると昭和二九年（一九五四）に温泉津町の一部となり、平成一七年（一〇〇五）に温泉津町が大田市に合併して今に至っている。

中世、この一帯には大家荘が展開し、井田村は益田氏の一族・福屋氏が支配する大家西郷に属した。福屋氏は惣領家を中心庶子が吉川、大家、井田、井尻、横道などそれぞれ名乗つて分割相続により支配したが、後に吉川、大家らを除いて衰退した。一五世紀、応永の乱で石見一国支配を失った大内氏は、邇摩郡のみは分郡知行していた。一六世紀、邇摩郡の東端近く佐摩村で銀鉱山（石見銀山）が発見され、南米ボトシ銀山に次ぐ銀の産出量を誇った。古くから天然の良港として栄えた邇摩郡西部の温泉津は銀の積出しにより、国内のみならず唐船の入港で栄えた。

この時期の邇摩郡西部には国人領主として都治（河上）氏や吉川氏、石田氏らがあり、その披官として在地の有力名主層の嘉戸（門・賀戸）氏、井田氏らが一帯に散在していた。永禄四年（一五六一）、波積・井田を領有していた福屋氏が毛利氏から離反して尼子氏に帰属した。このため翌五年には毛利氏の攻撃を受け出雲へ退いた。また尼子氏の命により石見銀山を防備する山吹城の城将を勤めていた石見の国人・本城常光は、離反して毛利氏に帰属していたものの、同年毛利元就に誅殺されている。元就は在地の動搖を抑えるために在地有力名主層の懐柔を図った。例えれば井田村の隣郷・波積郷を拠点としていた嘉戸氏に対し、元就は受領名を与え、翌五年には所領を安堵している。

石州邇摩郡波積郷かいの木田五段分銭武貫文、原之前田大分銭四百文、土橋壹段分銭百五拾文、口之切田壹反分銭三百前、中九之前田大分銭五百文、三イ田



井田村地図

分錢百前之事、為給地遣之、可知行之状如件

永禄五年十二月二日

元就 畫刪御花押

賀戸善左衛門尉殿<sup>(9)</sup>

尼子毛利の合戦と、関ヶ原の合戦後の毛利氏の減封に伴って、多くの国人領主層が討滅改易されたり毛利氏の家臣として防長へ移動したなかで、石田氏や名主層の多くは移動することなく、近世においても村内の指導層として役割を担っていた。銀山が幕府の直轄地になると、銀山領一四八ヶ村は六組の行政区画に分けられ、井田村は波積組に属した。元禄一〇年（一六九七）の『村々覚』（仮称）によれば、村高四二五石余、家数は、本家（本百姓）三一軒、門屋六七軒。人別四一〇人、馬四頭、牛四一頭であった。<sup>(10)</sup>

井田地区にある寺院は中正路の龍藏寺である。境内に熊野権現を祀る。もと真言宗寺院であったが、天正年間に浄土真宗に改宗したという。井田地区に西隣する波積本郷には岩滝寺があり、曹洞宗だが山号を熊野山といい、やはり熊野権現を祀る。また南に隣接する井尻には真言宗の古刹・高野寺がある。一五世紀後半、大内盛見は、高野寺を大内氏の氏寺である周防国興隆寺の末寺としている。<sup>(11)</sup> すなわちこの一帯の寺院は古くは真言系寺院の圈内であったと考えられる。

一方神社は城郷に松尾八幡宮が鎮座する。明治二〇年（一八八七）に成った藤井宗雄の『石見國神社記』<sup>(12)</sup>には「棟札、奉一建立八幡宮、施主伊田六右衛門橋朝臣頼秀公、正保三年丙戌九月十五日、神主長尾山城守」とある。長尾氏は井田村に隣接する太田村の神主で周辺村々の神社を兼務していた。同所にはまた森神が三一ヶ所みえ、その内一ヶ所が大元神であった。令和元年一月二日、松尾八幡宮の秋の例祭の前日に伺ったところ、現在も七年式年の大元神樂は行われており、次の斎行は三年後であるという。また毎年例祭の前日は一夜神樂を行っており、近年は一晩中舞える演目数を保持していること、地元の社中であることから都治神樂社中に依頼しており、今回も夕方六時半に祭奠が行われ、引き続き同神樂社中による神樂が明

け方まで行われた。

## 2、「神楽一件諸帳面」

さて史料は、神楽の執行に要した諸入用を書き留めたもので、前述のように

「延宝元年丑ノ十一月吉日、荒神一夜神樂覚帳」

「延享三寅十月十二日、御神樂諸入用覚帳 井田村氏子中」

と表題のある横帳二冊から成る。

前者には、

- ①延宝元年（一六七三）十一月十六日晚から十七日晚にかけての荒神一夜神樂
- ②巳年十二月の神樂入用覚を抹消したもの

- ③、②を書き直したもの

- ④丑三月七日晚から八日にかけての神樂入用覚

を記している。後者は、

- ⑤延享三年（一七四六）十月十二日から十三日にかけて行われた神樂の入用覚

- ⑥卯正月、宮で執行された湯立神事の入用覚

- ⑦年不詳、十月十二日から十四日にかけて行われた神樂の入用覚

から成る。すなわち井田村における一七世紀後半、及び一八世紀半ばから後半にかけての神樂の執行準備について手がかりとなる資料であり、換言すれば一七世紀後半から一八世紀後半にかけての神樂の変遷を間接的に窺い知ることが出来る。まずはそれぞれの執行年における準備内容を具体的に見てみたい。

### ①延宝元年（一六七三年）の荒神一夜神樂

まず準備するものとしては、酒造用の米、薪、精米した米。これは関係者に供するものなのか、祭壇への御供分も含むのかわからない。御供なへ（鍋）。後述する湯立用の釜のことだろうか。布・縄。これは舞殿上部の天蓋等を結わえたり、託綱に用いたのだろう。

すおう（蘇芳）。赤ないし赤紫等に発色する染料。後半に「かミニ三十枚染」、また④に「布壱反・かミニ染ちん」とあるから、布や紙を染めるために購入していたことが知られる。

筵、莫蘿。筵は祭壇または湯立の際の敷物としたか。莫蘿は莫蘿舞に用いたか。

莫蘿の枚数が二枚であることについて、天明六年（一七八六）、山中・長谷・勝地村（いずれも江津市桜江町）の「八幡宮祭礼三ヶ村祭方帳」の「大元舞之事」、及び文化一〇年（一八一三）年、邑智郡南佐木村（邑智郡川本町大字南佐木）の百姓惣代らが、隣接する同郡三原村（川本町大字三原）に住む神職・湯浅藏人に大元神樂の注連主を依頼するにあたり、「是迄仕来り通り之趣」を書き出した一札（「相渡申一札之事」<sup>〔13〕</sup>）にも、それぞれ「一、御座一枚」「一、御座一枚、但シ本間壹枚・中間壹枚」とある。

餅米・米・酢・大こん・こんにゃく・肴・かわらけ（土器）・折敷。餅米は供え餅に、他は主に関係者の食事に供した酢の物、煮染めの食材だろう。肴は献饌用も含むかもしれない。一考を要するのは米俵で、いずれも糀米にして俵の容量を異にする。この内糀三斗三升入り一俵は、初尾（初穂）と称して、畑原田・下かいち（垣内）の「家子」一二軒から供されたものという。「家子」は門屋のことであろうが、その表現からして本家（本百姓）に附属する譜代の門屋を指すのだろう。また七斗七升入り、七升七合入り、三升八合入り糀米（白米にして四斗四升三合）は、一六日晚から翌一七日晚にかけて神樂を行っている間の神職、村民ら神樂関係者の飯米をさすと思われる。

しかし本史料において最も注目すべきは次の三点である。

第一に、延宝元年時点における神樂の名称が「荒神一夜神樂」であること。すなわち「荒神」に対しても行われる神樂であったことである。<sup>〔14〕</sup>

第二に、大元神樂では、大元神の神座として本山（神殿東の柱）に、それ以外の神々の神座として端山（西の柱）に俵を結びつけるが、この時の俵は七つの小俵で

あった。小俵を捧げられた神は、「畑ノ神、大年神、水神、谷ノ地主、新道地主<sup>(15)</sup>、うへノ山よせ神武社」の七柱の神々であり、大元神の名称は登場しない。また大元神の神座となるべき大俵も特定出来ない。

第三に、湯立は四金行われており、その内一金は「牛ノ願」のために執行されたことがわかる。

このように延宝元年時点の神樂は、一一月一六日の晩から翌一七日晚に亘って「荒神」を勧請して行われた。「荒神」とは、具体的には畠の神、大年神をはじめとする、村内に散在して鎮まる七柱の神々であり、そこには大元神という名称はまだみられない。また神樂に際して湯立も四金行われたが、その内一金は中国地方の農山村の生活において密接な存在であった「牛」の「願」のためであった。<sup>(16)</sup>

#### ②・③巳年の神樂

巳年の「神樂入用覚」では、延宝元年ほどの詳細な記載はない。ただし、神樂は一二月の某日夕方から翌朝にかけて行われたこと、入用米として白米二石四升六合が調達されたこと、その内一斗一升四合は夕食・夜食の飯米、九斗四升は朝食の飯米、一斗二升は「ふたい（舞台＝神殿）」の用途米、三升は御神酒、一升は「大田」に、「一升は「ゑふすや」に遣したという。また入用米とは別途に、餅米三斗八升も調達されている。

さてこの時の神樂でも湯立は四金行われ、一金当たり白米一升が充てられた。更に注目すべきは「同式升　たくノ時」の記述である。前述のように延宝元年の「荒神一夜神樂覚帳」にも布八反、繩八束とあって託綱の存在を推測させていたが、この「巳年の神樂」の時点での託宣に関する神事が行われていたことが一層明瞭となる。

#### ④丑年三月の神樂

巳年に続いて丑年の神樂では、これまでと較べて少なからず変化が見てとれる。布、土器、紙など用意するものに変化はあまり認められないが、酒は井田、波積のみならず西田村からも調達している。しかもいすれも購入している。食事用の米は、

夜食用に九斗四升、朝食に五斗六升、その間の間食に一斗三升支出している。夜食の内六斗七升は「下人食」、二斗七升は「上ノ食」と区分されている。恐らく前者は門屋、後者は本家を指すのだろう。食事は区分されている（恐らく棧敷も分けられていたんだろう）が、門屋も本格的に神樂の場に加わるようになったことが知られる。夜食は別途「ふたい」にも三升提供されている。これは神職ら神樂担当者を指すのだろう。

この年の「神樂入用覚」で最も注目されるのは、

一、大表 <sup>(17)</sup> 表ニ而、本山・波山七所地主ノ初尾迄ニ有之	但、五斗五升ツ、本
武斗五升ツ、	は山

#### 五升入表

惣山數初尾　此米九斗

の記述である。この年においてはじめて「本山」「端山」が登場する。同時に端山に勧請された神は「七所ノ地主」である。これが延宝の「荒神一夜神樂覚帳」の七柱の神と対応することは明らかである。すなわち大年神も水神も「地主」と捉えられており、神樂では荒神と称されているのである。

「丑年の神樂」は、冬ではなく、春も盛りの三月七日の晩から八日にかけて行われている点が異質である。従って何らかの特殊な事情により例祭とは別に特別に執行されたとみるべきだろう。そのため湯立も四金ではなく三金なのだろう。しかし「一、壹升ハ、たく參米<sup>(18)</sup>」とあるから託宣を受けることを前提として準備されていた。

特殊な事情とは何か。具体的には飢饉だろう。享保一七年（一七三三）、夏にウンカが大発生し、後に享保の大飢饉と呼ばれる深刻な凶作となつた。銀山領では当時の代官井戸平左衛門が年貢を減免し、青木昆陽に先んじて薩摩から甘藷を取り寄せ栽培に着手したことが名高く、幕府も平左衛門の手代・伊達金三郎を飢饉後の

痢病対策に登用している。<sup>(17)</sup> 銀山領における被害状況は明らかでないが、隣領の浜田藩領長浜村には飢饉時の餓死病死者一六〇人の氏名と死亡月日を列記した「享保十

八年丑八月五日、子八月以来丑四月迄餓病死帳」が伝わる。<sup>(18)</sup> 飢饉の被害は、不作直後よりも、食糧の備蓄が底をついて飢餓状態に陥る翌年の春先と、米をはじめとする諸作が収穫された頃の疫癆によつて多くの死者を出した。享保の飢饉の翌年、一八年は癸丑である。布、土器のみならず米までも代銀を払つて調達していることからしても、村内の収穫だけでは賄えなかつたからであろう。換言すれば、飢饉により高騰している米を買い入れてまで敢て執行したのがこの時の神樂といえよう。

#### ⑤延享三年（一七四六）の神樂

一八世紀なかば、延享三年（一七四六）の入用帳ともなると、俄然記述が詳細になつており、a. 米の徴収、b. 準備品等の支出内訳、c. 神楽人足覚の3項目に分けて記載している。

a. では、米は土居組、城組、城慶組の3つの組から徴収されている。城慶は今

の城郷だろう。城組については、『井田村誌』の旧家の項に、

城は姓を井田と称し、井田家の総本家たり。其の大先祖は分家穂井田家の過去

帳によるに備中守にして法名をば糱善西士、寛永三丙（寅）十月二十六日死去と記せられたるあり（略）家勢代々繁栄せるが現今は屋敷のみとなり其の子孫大阪に在住せりと。福田・竹の下・元井田・井田友政家・荻・穗井田頼美家いづれも当家の分家たり。

井田家の祖始め井田城主たりしが小笠原の攻囲するところとなり（略）後城主現城家の位置に住所を構へ百姓に下る。井田家の還請せる松屋<sup>(マツヤ)</sup>八幡の供進も

家困難なるがため菜飯を以つて毎日斎祀れりといふ。以後当神社にては菜飯を奉ることの慣例さへあり

とあって、この井田家をはじめとして形成された集落をさすのだろう。土居組は、同じく『井田村誌』に、

井田家の現戸主は井田友政なり。其の祖先井田甚兵衛井田村大字井田土居谷に住居を構へ本家城より分家せり。<sup>(19)</sup>

とあるので土井谷に形成された集落である。かつ中世からの系譜をひく井田氏を中心とした集落であったと推定される。徴収した米の内三斗は散米と餅、七斗五升六合を飯米に充て、残り一石四斗八升余の内一石三斗二升は売却して換金（銀七九匁九分四厘）している。この銀は、b. の購入費、c. の手間賃に充てられている。

b. に掲げられた入用品の内、祭壇や舞座他の準備に関わるものとしては、肴、紙、蘇芳、布、扱芋、繩、明油、燈芯、蠟燭などがあり、他に「ぶたい奉行（設営の監督者か）」に手間賃。食事に関わるものには米飯、酒、茶、塩、味噌、割木の他に料理人の手間賃、変わつたところではてんかく（田樂）二五本も挙がつてゐる。しかしここで注目されるのは、

一、紙拾束

大隅様渡

（略）

一、三匁

行法初尾

一、弐貫百拾弐文

十一包

（略）

一、弐貫百拾弐文

九ツ

是ハ、大夫殿へ三匁宛祝儀

一、壹貫三拾弐文

九ツ

是ハ、小大夫殿・御子あケ祝儀

一、百九拾六文

小もの十四人へ

但拾四文充、十四

の記事である。「大隅様」は、前述のとおり松尾八幡宮の宮司・長尾大隅守である。行法の初尾は銀三匁。「大夫」も三匁宛の祝儀で一包（すなわちこの時の神樂に参集した大夫は一人）。次いで「小大夫」、「御子あケ」祝儀として九つ（九人）、更に「小もの」一四人に一四文ずつ支給したという。ここから祭主の大隅以下、大

夫・小大夫の構成で神楽が執行され、小もの等がその他の補助を勤めたことが知られるのである。

なお一つの問題は「御子あけ」の「御子」の語義である。これは「巫女」の意であろう。現在大元神楽はもとより石見神楽では巫女は関わらない。これに対して出雲神楽では「八乙女」において巫女ないし少女が舞う。錦織稔之は、大田市仁摩町馬路の乙見神社の文政四年（一八二二）棟札に記された神楽の次第に「八乙女」があることを指摘する。<sup>20)</sup> とすれば、一八世紀半ばの井田の神楽において巫女舞が行われていた可能性が高いのである。

c. 手間賃支出の内訳では、木こり、大夫らへの遣い、飯炊き、米搗き賃、拝殿の修繕等の他に

式人 土居

一人 城慶

一人 城

メ四人 雲はりかへや、人足

同十一日

壱人 是ハ、つゝミ取ニ遣  
壱人 是ハ、てんかい縄仕

とあるのが注目される。「雲」は「雲手」ともいい、いわゆる一辺一間半程度、正方形の格子状に組んだ青竹に色紙の幣を、四辺の長押に、半紙に文様を切り抜いた

紙を貼り巡らした天井飾りで、「てんかい」は「天蓋」と書き、一辺一尺余の木枠

に前述の切り紙した半紙を貼り、中に米三合ほどを入れた袋をとりつけたもの一二個と、同様に切り紙と米、長尺の紙を取り付けた六角形の枠一つをいい、いずれも引き綱（てんかい縄）をつけて雲手に通す（六角形の天蓋は雲手の中央に通す）。特に六角形の天蓋と東西南北の天蓋には五行に基づきそれぞれ黄、青、白、赤、黒の長尺の細長い紙（小旗）に各方位の神名を記したものをお土間に垂らす。天蓋引きの際には、引き綱を操作し、これら天蓋を最初は上下に、次第に団子に併せて

切り紙が引きちぎれんばかりに激しく飛行させる。形状などは地域に相違があるものの、中国地方の神楽で広く見られるものである。いずれにしても、井田村においてもこの頃には雲手と天蓋が設けられ、天蓋引きも行われていたことがわかる。

また「つゝみ」は、次の⑥卯正月の神楽の記事に、

一、銭百五十文

つゝみ箱、板代

（中略）

一、銀八拾弐匁○ つゝみ代

とあることから考えて、鼓であることは間違いない。現在の石見では神楽に鼓は用いないが、能の影響を少なからず受けた佐陀神能では鼓を用いるのが特色の一つとなつておらず、西出雲の神楽でも式三番には鼓を用いる。この頃の井田村における神樂の奏楽に鼓が用いられていたのは、出雲神楽の影響であろう。<sup>21)</sup>

なお、次の⑥卯正月の神楽の記事（5オ・5ウ）に続いて、表は記載なく（6オ）裏に記載がある（6ウ）一丁は、ともに長左衛門なる者による床の修繕（敷板、釘、手間賃）の項目があることから⑤の支出経費として追記されたか、⑥の一丁と前後逆に綴じられたかしたのだろう。「敷板三間」とあるから、少なくとも間取りの二辺は三間であったことが知られる。もし三間四方なら一八畳の広さとなる。舞座だけにしてはあまりに広すぎるるので、この作事は拝殿の修繕であろう。

#### ⑥卯正月の湯立神楽

延享三年以降明和七年までの間に「卯」年は、延享四年（一七四七）と宝暦九年（一七五九）があるが、このいづれかの年の正月になぜ湯立神楽が行われたのか明かではない。秋の神楽と比較して経費は五、六分の一程度である。湯立の謝礼が支払われた大隅様は⑤延享三年の入用帳にも登場する松尾八幡宮神主長尾氏。広吉は大隅の子息、善太夫は広吉と共に大隅の奏楽など補佐を勤めた社人であろう。

この時の記事で興味をひくのは

一、銭五十文

塩かき人足ちん



で、⑦の記事の中にも「塩かき孫平」とある。「塩かき」だけでは、磯の岩場の天然に付着した塩を搔いて来る意味なのか、海水（潮）を汲んでくる意なのか明かではない。しかし前述の文化一〇年（一八一三）の邑智郡南佐木村の「相渡申一札之事」にも、

### 一、潮二箇 但シ汐草共二<sup>(22)</sup>

とあるから後者の意であろう。石見神楽では、舞座の清め神楽として「潮（塩）祓」が行われる。幣と扇を取り物として舞い、現在では「四方祓」「四方堅」とも書かれるが、本来は文字通り汲んできた潮で清める所作を伴う舞ではなかつたろうか。いずれにしても近世には清めのため数キロ離れた海岸に人足を遣すことが行われていた。このようなことは現在の石見では行われていない。

### ⑦年不詳の神楽

年紀は見当たらないものの、一連の資料のなかで最も年代が降ることから、一件袋に記された年紀・明和七年頃行われた可能性が高い。

神楽は一〇月一三日から一四日にかけて行われているが、準備は七日に舞に参集する神職へ使いを出すことから始まっている。この時の神楽での派遣先は、福光村、はつみ（波積本郷村）、大家村、四日市、祖式村、福田村、三原村、湯谷村の八ヶ村であった。このほか派遣先に「楨田」とあるが、このような村名はない。ただし『石見國神社記』巻二「邇摩郡の大家村、八幡宮の条に、「上葺慶長十六年十月吉日、三神主惣領佐兵衛、蒔田帶刀、飯田惣十郎（以下略）」とあり、社人として大宮（原田）、竹下、長岡の三家を挙げているほか、同村の森神の条には「蒔田屋敷の大歳神」とある。よって「楨田」は「蒔田」を指すのだろう。なお大家村、四日市、祖式村は井田村が属していた波積三三ヶ村に含まれない。つまりは、井田村に参集したこの神楽組は、行政の区画に制約されたものではなかつた。<sup>(23)</sup> この時の神楽を斎行した神職等の構成は、冒頭に

太夫様方

十四人

無官覆

八人

小もの

十七人か

外廿もん

藤八へ

とある。別の項によれば、太夫と無官覆、小ものの謝礼はそれぞれ三匁、二匁、二分<sup>(ふん)</sup>ずつであった。これに対して延享三年の神樂では、太夫、小太夫、小ものとなつており、小太夫と無官覆とが対応することが窺われる。「無官覆」は、「無官服」の謂で、いわゆる「諸社称宣神主法度」(神社条目)第三条の、

一、無位之社人、可着白張、其外之装束者、以吉田之許状可着之  
に該當する、無位にして吉田から装束の裁許状を受けていないために白張のみを着し、諸社にあっては神主のもとで社務を補佐する地位にあつた社人である。とすれば「小もの」は神職ではなく、社人の補佐として神樂の雑役にあつたのだろう。

この年の諸準備において支出を負担したのは、城、城慶で、岡(場所不明)は煙草、柚酢等、土居は人夫を三人出している程度であった。また大根、牛蒡は神主の長尾氏が、蠟燭、明油(灯明油)は「ほうのき孫兵衛」が調達している。「ほうのき」は厚朴と書き、同氏の屋敷はもと神社に隣接していた。飯米は城景から出されているが、十三日の項に、

一、同三合

同所<sup>5</sup>大元大明神御飯

とある。井田村の神樂帳のなかで、「大元大明神」の記載は、この年の神樂において漸く登場する。

このほか十月九日には、城慶から守淵谷の権兵衛なる者と清九郎なる者を各所に遣わしている。これは「前方兔角門屋百姓ともニ、出来不足ニ出候ニ付、此度家別取立之帳付ニ遣申候」。以前から何かと村内から門屋百姓も含め割当を下回る量の米を供出するので、今回から家別に帳付けで徵収することに改めたからで、権兵衛は催促を、清九郎は徵収した米を持参した袋に收め担ぐ役を担当したのだった。つまりは、以前は各集落ごと、門屋一同から一括供出していたのを、この年から世帯

別の供出に改めたのだった。この年の米の記載内容で見当たらないのは本山・端山用の米である。とすると各戸から集められた米は、これに充當されたのだろう。

## 結語

以上延宝元年(一六七三)以降、一八世紀後半にかけての邇摩郡井田村の神樂の事例について検証の結果得られた主なるところをまとめば以下の通りになろう。  
1、「延宝元年一月一六〇一七日の神樂」の時点では、神樂は大元神樂と呼ばず、「荒神一夜神樂」と称していた。かつ現在の大元神樂では本山に大元神の・端山にそれ以外の神々の神座として俵を結びつけるが、この時の神樂では村内の畠ノ神、大年神、水神、地主神ら七ヶ所の神のための七つの小俵のみが確認される。とすれば、この神樂にいう「荒神」とは、後に「森神」(ささやかな小祠、ないしは祠も持たず神木や石を以て祀る、村内に散在する神)と総称される神々であった。また湯立は四釜行われ、その内一つは「牛」の願であった。

2、続く「巳年一二月の神樂」では、「同式升<sup>(白米)</sup>たくノ時」とあって、この時点には託宣を伴う神樂であったことが判明する。

3、「丑年三月七日(八日の神樂)」の神樂では、はじめて「本山」「波(端)山」の区別及び、が記載され、後者に勧請された神を「七所ノ地主」と称している。なお神樂が行われた時期は、通常は冬に行われているのに対して晩春に行われている臨時の神樂であり、恐らくは享保一八年(一七三三)深刻さを増す享保の飢饉のなかで執り行われたのではないかと考えられる。

4、「延享三年一〇月一二日(一三日の神樂)」では、神樂は、注連主(斎主)である松尾八幡宮宮司の長尾氏、加勤神職等の「大夫」「小大夫・御子」、神職等の補佐役の「小もの」の構成で行われていた。このうち「小大夫」は、後の「卯年の神樂」の記事では「無官覆<sup>(無)</sup>」と記載されており、吉田から装束の免許を得ていな神職であること、恐らくは神社の神主の補佐を勤める社人を指すものと考えら

れる。「御子」は巫女のことであるとすれば、この年の神楽に「つゝミ（鼓）」がみえることも含め、現在の石見の神楽ではみられない、出雲神楽の巫女舞（八乙女）や三番叟などが行わっていたことを示唆する。

### 5、「卯正月の湯立神楽」

では、神楽の準備段階で海岸に人夫を遣わして清めの「塩かき（潮汲み）」を行わせていたことが知られる。すると、出雲神楽でいえば七座の舞に相当する演目の一つ・「塩祓い」において、本来は汲んできた海水で舞座を清める所作があつた可能性がある。

### 6、「年不詳（明和七年＝一七七〇カ）一〇月一二～一四日の神楽」

では、はじめて「大元大明神」の名称が登場する。かつては門屋百姓らから一括徴収していた米を、家別に徴収する方針に改めている。これは供出される米が予定していた量よりも下回る事態の解消策として実施されたとはい、当初は中世末の名主層の系譜をひく草分け百姓ら城組・城郷組・土居組の本百姓に、「家子」と称される限られた門屋が加わる程度だったのに対して、次第に村の世帯全戸が関わる神楽へと変化していったことも物語るだろう。また近隣から神楽執行のために呼ばれた神職らの神楽組は、井田村が属する石見銀山領の行政区画・波積組の範囲に收まるものではなかった。これは神職どうしの繋がりで形成されていたことを窺わせる。

なお史料中に明瞭な記載がある訳ではないが、いずれの時期の神楽でも「神殿」を設けるに必要な資材が書き出されていない。むしろ延享三年（一七四六）の神樂には「拝殿繕」とあるので明らかに神楽は拝殿で行われていることも指摘しておきたい。牛尾は、

神楽を行う場所は、明治以前は野外であったが、今では神の森に臨時の祭場を作り、又はうぶすな社殿を使用している。社殿はまた舞殿とも称し、おおむね二間四方の広さで、ここを中心として四方に桟敷を架ける。桟敷は古来から桟敷割と云うものが定められ、一定の場所以外に立ち入ることは固く禁ぜら

れている村が多い。<sup>(24)</sup>

と述べているが、前述の邑智郡南佐木村の文化一〇年（一八一三）に記された「相渡申一札之事」にも、

一、舞台之義ハ野舞台ニ而相勤來リ候へ共、中古ぢ拝殿ニ而御勤被下様奉願上候ニ付、為此料物モ三百文宛指上来リ申候。<sup>(25)</sup>

とあるから、近世に「野舞台」（神殿）を設けて行うことが正式であつたとしても、実際には村内の神社の拝殿を用いることは特殊ではなかつたと考えられる。

さて井田村における神楽で最も注目されるのは、古くは「荒神一夜神楽」と称され、神楽において勧請される神は「荒神」また「七所ノ地主」、後の時代には「森神」と総称された神々であり、「大元大明神」が登場するのは最も新しい、明和七年頃、一八世紀後半の神楽においてであることがあつた。ただし享保一八年に行われたと考えられる「丑年の神楽」では「本山」「波山」に分けて神勧請がなされているので、この頃には既に大元神を本山に勧請していたと考えられよう。

ひるがえって文献上の「大元神」の初見は、菅原のところ前述の元和元年（一六一五）の年紀を持つ「大元舞熟書之事」だが、文書の様式等検討の余地があり、次いで古い史料は寛文元年（一六六一）の「預り申清見村社領米之事」<sup>(26)</sup>である。浜田藩家老・岡田武助に対しても内三ヶ所の「大本<sup>(マツ)</sup>大明神」の祭礼并修理料を清見村（江津市清見町）内の百姓・村役人一六名及び市山村神主牛尾但馬が連判で賄うことを保証した請書にして、「三社破損之節成五年式七年之内たりといふとも修造可仕候」とあって、既に式年で大元神楽が行われていたことを示唆する史料である。

市山村の飯尾山八幡宮神主牛尾但馬が名を連ねているのは、この清見村はもと市山村の枝村であり、清見村の大元社を管轄していたことによる。飯尾山八幡宮は、明治六年まで市山村をはじめ、周辺の後山村、井沢村、清見村、長谷村、八戸村、江尾村七ヶ村の惣産土であった。藤井宗雄の『石見国神社記』によれば、牛尾氏の本社・飯尾山八幡宮が鎮座する市山村には、境内に末神神明宮同大元神がある（宝

暦一三年＝一七六三、文化八年＝一八一にそれぞれ「牛尾靈神」を合わせ祀る)、のをはじめとして、村内の森神として二社の大元神がみえる。<sup>(27)</sup> 後山村では小社九ヶ所全て、森神一ヶ所の内二ヶ所までもが大元神だったが、長谷村、八戸村には大元神の記載はない。<sup>(28)</sup> ところが森脇太一編纂の『邑智郡誌』には長谷村に一社、八戸村に二社大元社がみえる。また長谷村の枝村であつた井沢村の大元社には安政三年(一八五六)七月鎮座とある。<sup>(29)</sup> 大元神の分布は、鎮座数の稠密な村とそうでない村、幕末になって鎮座した村があつて一様ではなかつたのである。

また從来注目されてこなかつた事例に、市山村に隣接する今田村の山神社(現大山祇命神社)の大祭がある。慶応元年(一八六五)頃まとめられた同社の「山神社社頭記録」によれば、この大祭は八月一二日から一三日にかけて、祭主を市山村の牛尾大宮司、前駆を山神社々主の田淵氏が担当して行われていたが、十二日夜には神樂が斎行されていた(神樂に「夜半神樂」と「本神樂」の区分があり、「本神樂年八月夜組歌分立会、御神酒頂戴」とあるので、前者は例年、後者は式年の神樂であろう)。この神樂では氏子は宮に参籠し、「御神木注連張替、御神樂御託綱曳<sup>(マツ)</sup>日之儀ハ社主田淵氏可致、最前ニテ結候事ハ牛尾氏同断之事」、すなわち基本的には大元神樂と同じく夜通しの神樂で、託綱による託宣神事も行われていた。異なるのは翌一三日の神事で、朝に湯立を行い、神輿に山神の神靈を遷し、神幸が行われていたことである。更に興味深いことには、水靈神祭(田淵家鎮座)、今宮大明神祭、三宝荒神祭、家荒神祭が同日に行われていたことで、前二者には田淵家が、後二者には「村辻(村内)」から供物が提供されていたことである。つまり一二日夜、託綱による託宣は、大元神からではなく山神から受け、託宣を行つた山神は翌一三日村内を神幸し、同日には併せて靈神祭、荒神祭が行われる重層的祭礼であった。

このように市山の飯尾山八幡宮をはじめとする一帯は大元神樂が盛んな地域として知られているが、これらの事例からすれば、名主を中心とした共同体・結縁的集団の祖靈神というモデル的イメージが実際にどの地域にも当てはまるのか改めて検

証してみる必要がある。特に山神社や井田村松尾八幡宮の延宝元年の事例からすれば、大元神樂の前段階として荒神、山神をはじめとする地主神、森神など土地神を勧請して神樂を奏し、神靈を慰め和らげ、託宣を通じて神意を聴く託宣神樂が存在していたものが、松尾八幡宮における神樂の場合のように、ある段階で大元神を加えて行う大元神樂の形態へと変容していく可能性がある。

ではなぜ土地神を式年に集め勧請し、神樂を奏し、託宣を受ける必要があつたのだろうか。

かつて圭室諦成<sup>(タマムラタツシキ)</sup>は、陸奥・能登にわたる五カ国・三一八ヶ寺の寺院の創建・再建時期を調査し、その九〇パーセント以上が一四六七年～一六六五年の二〇〇年間に集中することを報告し、<sup>(31)</sup> 竹田聰洲は、元禄九年(一六九六)に全国の浄土宗寺院六〇〇八ヶ寺が知恩院に提出した由緒書を基にそれらの創建年代を集計した結果、九割が文亜元年(一五〇一)以降、六割が天正元年から寛永二〇〇年(一五七三～一六四二)の間に集中していることを明らかにした。<sup>(32)</sup> また圭室文雄<sup>(タミコ)</sup>も水戸藩における寺院創建年代を調査し、宝徳三年から寛文三年の間(一四五一～一六六三)の成立が八割以上に達していることを明らかにした。<sup>(33)</sup> 尾藤正英は、竹田の調査を踏まえて、「寺院や僧侶が、死者の葬送と供養とを主たる任務とするようになつたことは、仏教の本来の精神には反しているかも知れないが、それによつて人々が、死後の世界における自己の運命について安心することができ、その「意味において現在の自己を、既に救済された存在として意識することが可能になつたとすれば、それは宗教的にかなり重要な意義を持つことであつたといえるのではないか」と評価した。<sup>(34)</sup>

石見特に東部、中部は真宗地帯として知られ、邑智郡では一九三三年の時点で全寺院の七割以上(一二一ヶ寺)、全壇信徒数の九割以上を真宗が占めていた。次いで多いのは曹洞宗で全寺院の約一割(一九ヶ寺)であった。<sup>(35)</sup> 浄土に赴くことを約束されている真宗が圧倒的壇家数を占め、在家の死者を剃髪し授戒させる「没後作僧」を取り入れた葬送儀礼(在家葬法)で教線を拡大した曹洞宗がそれに次ぐこのよう

な地域で、大元神＝祖靈、七年、一三年ごとに行われる大元神樂は祖靈の神上げの儀礼という解釈はそもそも成り立つのだろうか。

ここで考えておきたいのは、一方で基本的に檀家を持たず、様々な要請に応じて祈禱を行った真言宗寺院は僅か九ヶ寺ながら存在することである。<sup>(36)</sup>つまり菩提寺は来世については安心を与えて、日々の生活のなかで発生する災いや障りの滅除など現世における不安については（全く対応しなかった訳ではないが）、加持祈禱を専門とする真言宗など密教寺院が必要とされていたことである。また真宗や曹洞宗に限らず、菩提寺として死者の供養を施し、死後の安心を保証するのは、基本的に壇家に対してであって、壇家以外は基本的に対象としない。

しかし地域に存在する「靈」は在家の死者だけではない。例えば「神」である。中世において神には「権神」と「実神（実類）」があり、八幡神等をはじめとする郷村の鎮守として祀られる前者は本地を持つ（本地は仏）故に、贊仰の供養はありこそすれ、浄土に向かわせる供養は要しない存在である。ところが後者は本地を持つない靈であり、仏教的には救済の道が開かれていない存在である。仏教説話ではしばしば蛇体で現され、往々にして日照りや洪水、疫癪、うち続く不幸など、様々な障りをなす神として登場する。地域においてこれにあたる神は、小祠や木石に祀られる、荒神や森神と総称される本地を持たない神々である。

<sup>(37)</sup>

明応四年（一四五五）に成立した出雲国佐陀大社（佐太神社）の「佐陀大社縁起」

には次のようにある。

- 1、神前專神樂事、凡神者依受形蛇身、毎日在三熱之苦。所謂三熱者、熱風・熱沙・熱塵也。神子巫等舞歌、則忘三熱之苦、暫休息給。故專神樂用也。惣神樂之起者、天岩戸始。委見日本記。
- 1、手拍子用事。手拍子者、是吉利句、阿弥陀種。出音者、即觀音也。三珊句、即觀音・勢至種子也。故、手拍子打時、即有此響。故聞者、必天然而發菩提心。是以神前神樂、用之也。

神は常に「三熱之苦」を受けているが、神樂が行われている時だけは苦しみを逃れることが出来るという。また神樂の手拍子は阿弥陀の種子（キリーグ）を、音は觀音を意味する。また手拍子の「サ（ン）・サク」という響きは觀音・勢至の種子である。従ってこの響きを聞けく者は、自ずからにして菩提心を起こすのだ、という。このように在地の様々な神々を集めと行う神樂とは、本来救済されない（障りをなす可能性のある）在地の諸靈や、実類の神々に対し、慰撫を加えて鎮め、発心させ、ひいては善神となつた神の声を託宣によって聞き、その地域が平穏無事であるよう、その靈威によって却つて幸いをもたらすことを願つて行われたものと考えるべきではなかろうか。

さてまた、大元神樂において端山の神々（山神、地主神ら）と分けて勧請される「大元神」とは一体如何なる神なのだろうか。

石見地域において大元神に具体的な祭神名が宛てられている場合、國常立神が最も多く、豊受神、倉稻魂神がこれに次いでいる。そこで本稿冒頭にも引用したように、牛尾は「今日大元神は村々に於ける聚落の神として、一種の農耕神的なものとして祀られているが、かつて古くは一族一門の祖靈神として祀られたものと思われる」とし、農耕神的捉え方は後年の認識と考えていた。しかもしもしそうであるとするならば、「大元神＝祖靈」觀は、大元神樂が一昼夜をかけて行われる式年の大祭でありながら、肝心の神そのものについては、名称のみが伝えられて如何なる性格の神であるかについては、在地の人々はおろか神職らにすら記憶や伝承にも残らず、かえって農耕神性格の神として早くにその認識が失われてしまったことになる。

これに対し石塚尊俊は、「大元神はまた「大元尊神」とも書かれ、その御祭神は國常立神であるとし、また天御中主神であるともされている。そこらあたりましまく大元尊神と一致するのである（略）ここにもまた神樂と吉田神道とのつながりはあつたと思われるるのである。」と推定している。もしそうだとすれば、大元神はその名称が付与された時点で国常立命として認識されていたことになる。この構図で

は、大元神樂とは本来、祖靈どころか神々の始祖神、根源神たる國常立神であり、根源神のもとに山神ら在地の神々も併せ勧請され、神樂の法樂を受けた後に國常立神が託宣の形で神意を在地の人々に伝えることであった、ということになる。とすれば大元神樂の成立は、近世において石見地域に吉田神道が受容されて以降ということになる。ただし近世石見地域における神職の組織実態、吉田神道の流入の時期、拡大の過程については全くといつていいほど史料の紹介も研究もないため、その是非については今後の検証を俟つよりほかない。

## 註

- (1) 牛尾三千夫「大元神樂式について」(邑智郡大元神樂保存会『邑智郡大元神樂』邑智郡桜江町教育委員会、一九八三年)二三〇二四頁。牛尾三千夫『神楽と神がかり』(名著出版、一九八五年)に第二章「大元神樂式」として再収録。
- (2) 『神楽と神がかり』三〇〇～三〇七。
- (3) なお牛尾三千夫は、昭和四〇年(一六六五)に備後の神石郡豊松村下豊松の荒神祠を調査した時、「その在所は墓所に隣するものの、多くは五輪塔や神木に祀られていた。(略)かつてはいずれの名の一族も自らの名の本池水神の水を飲料にしていたのだと云われる」と述べている(『備後の荒神神樂』『神楽と神がかり』所収。三〇七～三〇八頁)。
- (4) 山路興造「大元神樂の性格とその変遷」(『邑智郡大元神樂』所収。五～九頁。なお山路氏と牛尾氏の見解がいすれも本書に掲載されており、本書のみならずその後も牛尾氏から特に異論をみなかつたことは、同氏も山路氏の見解を暗黙に支持していた可能性がある。ないしは牛尾氏が内心は山路氏と同じ見解を持ちつつも明瞭に示さなかつたのを、山路氏が代弁する形となつたのかも知れない。
- (5) 『邑智郡大元神樂』所収。一六〇頁。

(6) 「備後の荒神神樂」(『神楽と神がかり』所収)、三〇七頁。

(7) 野木泰作氏の御教示による。

(8) 「石東の神樂に特有な出雲神樂の影響と子供神樂—宅野における神樂と正月仮屋行事の分析から—」(島根県古代文化センター研究論集第一二集『石見神樂の創造性に関する研究』所収、一〇一三年)、「石見銀山領邇摩郡における出雲神樂の広がり—温泉郷八幡宮旧社家竹内家文書の分析から—」(島根県古代文化センター『古代文化研究』第三三号、一二〇一五年)所収

(9) 「嘉戸善左衛門尉宛、毛利元就安堵状写」。波積南村嘉戸家旧蔵文書(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

- (10) 波積組は郡中惣代制により古くは津和野藩領六ヶ村を飛地として加えていたり、一時は那賀郡の数ヶ村が浜田藩領に編入されたこともあつたが、概ね図示した範囲が波積組の構成区域だつた。『村々覚』は川本町三上家所蔵。井田村部分は『温泉津町誌』中巻(一九九五年)二四一～二四二頁収録。なお「門屋」とは、屋敷・耕作地ともに地主に依存した農家をいう。後には耕作地を質地として失つた水呑百姓の意に用いられるようだが、本来は名主層に付属した家人、披官の系譜をひくものだろう。
- (11) 『温泉津町誌』中巻、六一三～六一四頁。
- (12) 山崎亮「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一邇摩郡(付、藤井宗雄の著作について)」(島根大学法文学部 山陰研究センター『山陰研究』第3号、二〇一〇)一一三頁。
- (13) 『邑智郡大元神樂』所収。一六一、一六三頁。
- (14) 牛尾三千夫は、大元神樂の式次第のなかで、「荒神祭」は潮祓、清湯立とともに出雲神樂の七座の神事に当たるものとし、奏樂にあわせて荒神幣と鈴を振り、祝詞を上げ、終わって幣は大元神の神木の前に挿し立てると解説する。また各地に伝来する役指帳などに見える演目を一覧化しているが、明和八年から

文久三年にかけての史料七点のうち四点に「荒神祭」がみえる。奏上される現在の祝詞の内容では、迦具土神をはじめとする諸の荒神靈、より具体的には庭火、照明の灯りなどの荒魂を指す（前掲（1）五八〇六一頁）が、それが本来からであるのか再考の余地があろう。

（15）「新道地主」について。新道は井田と波積本郷の境界近くである。前掲（12）明治二〇年（一八八七）に成了た『石見国神社記』では、森神の数は三一所に増えており、かつ新道では地主神は三ヶ所に祀られていた。地元の方の話によると、松尾八幡宮における大元神樂の後、大元神である藁蛇は新道の神木に巻き付けるという。波積南村上白兔嘉戸家が、同家に関わりある小社（祠）や、森神に対する祭礼時の供物の種類、数量をまとめた寛政二年（一七九〇）の年紀のある「大元大明神様・門（嘉戸）天神様・惣地主大明神様」（古代出雲歴史博物館所蔵）に、

波積本郷下井田之向イ、新道地主・大歳大明神

上ヶ祭之時 白米二升、紙壹帖

本郷武盛より享和元年十二月引渡し、享和二年十二月ゑびす屋へ上げる

同じく明治四年（一八七一）の「神社取調書上写」（同所蔵）の「小社」の項に、

大歳神 字新道

とある。境界を挟んで別に存在していたようだが、こちらは年番で供御がなされていたことが知られる。

（16）牛尾は、邑智郡石見町日和の三浦家所蔵の、文政元年（一八一九）の史料に、「先年は御綱を大元山へ牛に担せ送り、其牛は村中百姓中飼居牛闘取に致、闘に落候牛に御綱任せ行き、牛は其儘大宮司家へ取申由の処、右様にては村方費多く故、神明へ御断申上、米四斗にて相定め申候由古老々に伝へ、今以里人氏子申処書残し置申候」とあること、祖父から藩政期には（式年の）神樂年

になると人や牛が居らなくなるため一時神樂を中止していた時代があつたことを挙げて、かつては牛を犠牲として供餞したことがあった名残を意味しないかと推定した（前掲（1）三五頁）。かつて牛は中国地方、とりわけ山間部において農耕に不可欠な存在として飼育されていた。いわば農家の重要な動産であった。御綱を任せた牛を大宮司家の得分にするとは、それだけ大元祭に多大な費用負担をかけて行う重要な祭祀であるの謂であり、生贊の発想は些か飛躍に過ぎるだろう。

（17）『徳川実記（有徳院殿御実記）』第卅七、『国史大系』六二九頁。享保十八年四月廿三日条「石見。備後。備中の代官井戸平左衛門正明が属吏伊達金三郎。郡民の利病に熟知せしものとてあらたに召出され。正明が指揮にまかせ。飢民賑救のことつかふまつるべしと命ぜられ。徒目付の格にせらる。」

（18）『新修島根県史』史料篇3、近世下（一九六五年）、所収。

（19）『井田村誌』（一九三三年）一三六～一三七頁。

（20）前掲（8）「石東の神樂に特有な出雲神樂の影響と子供神楽—宅野における神樂と正月 仮屋行事の分析から」九七頁。

（21）前掲（8）「石東の神樂に特有な出雲神樂の影響と子供神楽—宅野における神樂と正月 仮屋行事の分析から」も、邇摩郡宅野村（大田市宅野町）の宅

野 子供神樂の保持演目に三番叟があること、天保一四年（一八四三）「大元舞出来并諸事控帖」、嘉永二年（一八四九）「十月十日巳刻正遷宮、同夜大元神樂諸雜費控帖」（いずれも藤間家文書）に「一、さんば五分」とあって、既に幕末には行われていたことを指摘する。今回の井田村の神樂に於ける事例は、宅野村の事例を一世紀前に遡る、一八世紀中頃の段階において、出雲神樂の影響が確認される事例である。

（22）『邑智郡大元神樂』所収。一六三頁。

（23）なお『石見国神社記』卷一、邇摩郡殿村（大田市温泉津町井田大字福田）の

- 条、森神の大元山の大元神の項には、「祭事、太田村（井田大字太田）、殿村、福田村（井田大字福田）の中原、邑智郡谷住郷村の入野より致す」とある（前掲（11）所収、一〇三頁）。
- (24)『神楽と神がかり』三九頁。
- (25)『邑智郡大元神樂』所収。一六二頁。
- (26)『邑智郡大元神樂』所収。一六一頁。
- (27)『桜江町誌 上巻』（一九七三年）所収、四二一～四二三頁。
- (28)『桜江町誌 上巻』所収、四二一～四二三頁。
- (29)森脇太一『邑智郡誌』（一九三七年）一二八九頁。
- (30)『邑智郡誌』所収、一三〇六～一三〇八頁。
- (31)「中世後期仏教の研究——とくに戦国期を中心として——」（『明治大学人文科学研究所紀要』第一冊、一九六七年）
- (32)「近世社会と仏教」（『岩波講座日本歴史9』（近世1。岩波書店、一九七五年）
- (33)「幕藩体制における保護と統制」『日本歴史II』山川出版社、一九七七年）
- (34)「日本における国民的宗教の成立」『江戸時代とはなにか——日本史上の近世と近代』（一九九一年、岩波書店）一三三頁。
- (35)（36）喜多村正「真宗寺院と地域社会」（島根大学法文学部紀要『社会文化論集』社会文化学科編2、二〇〇五年）
- (37)神宮文庫所蔵。『重要文化財佐太神社—佐太神社の総合的研究—』鹿島町立歴史博物館、二〇一一年、所収
- (38)『西日本諸神楽の研究』（慶友社、一九七九年）二六〇頁。

【史料翻刻】

(袋表)

井田村
神樂一件
諸帳面
明和七年寅

(袋裏)

万見合可成
諸書物入

一、六分

すおう半斤

むしろ壱束

一、七分

ござ式枚

一、壱匁

温（寒）たすき三筋

一、小表（表）七つ

是ハ 畑ノ神  
大年神

もミハ六合ニても  
七合ニても心持次

水神

第、五升三合

谷ノ地主

此米三升壱合

新道地主  
うへノ山よせ神式社

(表紙)  
「延宝元年丑ノ  
十一月吉日」

荒神一夜神樂覧帳」

(二才) ①

以来八斗程作かへよく候  
一、米六斗七升

酒二作

外ニ四升

つきへり

合七斗壱升

薪木こり

一、式拾人役

此飯米式斗

米つき

一、三人役

此飯米三升

代壱匁三分

一、布八反

代式拾五匁四分

一、繩八束

代七匁式分

一、六分

すおう半斤

代式

一、壱匁

右ニ初尾引被申候ヲ出申候八端外ニ

一、三分

すつかい

代式

一、壱匁

右ニ初尾引被申候ヲ出申候八端外ニ

(二ウ)

一、餅米式斗六升

但白米也

合三斗式升、六升つきへり

申候

一、三斗三升

是ハ、畠原田・下かいち家子無残十式間（計）して初尾と出

此米壱斗六升五合

申候

一、銀式匁

肴かい

一、三分

すかい

一、五分

こんにやく

一、式分

かわらけ

一、式匁

大こん

一、壱匁七分

肴

一、三分

すつかい

代式

一、壱匁

右ニ初尾引被申候ヲ出申候八端外ニ

一、式分	かわらけ十
一、折敷式束	合式石六斗九升
一、三分	銀合六拾八勺三分
一、もミ七斗七升	米合四石六斗四升五合
(二十九)	
此米三斗八升九合	
一、同七升七合入	
此米三升八合	
一、同三升三合入	
此米壹升六合	
一、銀式拾め	
内	
五分 料理仕候祝儀ニ差上	
牛ノ代	
但四かま温立仕候	
かま代	
一、同八勺六分	
内	
壹かまハ牛ノ願ニ仕候	
井田村	
波積本郷	
一、米式斗壹升	
此中より祝儀、樽	
一、銀三拾六勺	
右断(同次)	
十一月十六日晚七日晩迄	
一、白米式石四斗五升	

外ニ式斗四升 つきへり
合式石六斗九升
銀合六拾八勺三分
米合四石六斗四升五合
(二十九) (梓内抹消)
②巳年神樂入用覺
同十二月
一、米七斗八升
此白米七斗壹升四合
一、米壹石七斗七升
中米壹斗九升
式口合壹石七斗三升
右三口合壹石九斗六升
一、米式斗五升
白米式斗五升
四口合式石式斗壹升
白米合式石四升六合
一、米合式石壹斗六升
内壹斗壹升四合 持參取喰
米喰申覚

内わけ	米九斗八升	同三升	御神酒
夜、夜食共	同壱升	同壱升	明日ニ大田遣候
ゆたて四かま分	同壱斗武升	同武升	明日ニゑふすやへ遣候
ふたいへ	同壱斗武升	同武升	明食ニ
たく米	同三升	同三升	
御神酒二			
(三オ・三ウ)			
(白紙)			
(四オ)			
③巳年神樂入用覚			
一、米武石式斗壱升ツ、			
此白米式石四升六合			
一、米合式石壱斗六升喰			
内わけ	持參米喰		
米九斗八升	夕食・夜食共二		
内六升	夜食少不足		
米四升	ゆたて米四かま分、壱かまニ壱升ツ、		
同壱斗武升	ふたいへ		
同武升	たくノ時		
(四ウ)			
④丑三月八日、神樂入用覚			
一、大表式表ニ而、本山・波山七所地主ノ初尾迄ニ有之			
但 五斗五升ツ、本			
式斗五升ツ、は山			
五升入壱表			
惣山数初尾 此米九斗			
一、白式斗 <sup>表火</sup> 四升	參米出		
以來ハ壱斗二升ニ而能候			
一、餅米三斗五升			
米代六匁			
一、温立三かま			
おび四つ			
一、壱升ハ、たく參米			
一、こぎ式枚			
一、かわらけ七つ			
一、すおう半斤			
六分	壱分五厘		

一、なへ壺つ	壺匁一分
一、九反布代	廿武匁
一、かミ九束 <small>(五オ)</small>	八匁
一、布壺反・かミ染ちん	五分ニテ、代共ニ
一、六分	す
一、式匁四分	肴
一、七斗一升	西田酒
此代廿四匁八分五厘	井田酒・波積酒
一、壺斗四升	八日晚二
此代四匁九分	
一、布施銀廿六匁	
一、米九斗四升	
内	
六斗七升	下人食
式斗七升	上ノ食
此分ニ而沢山ニ有之、下々夜食迄ニ	
外ニ三升ハ、ふたいへ遣し申候	
一、米五斗六升	朝食
(五ウ)	
七日晚、八日朝食迄ニ	
一、米式斗三升	
外壺斗式合へり	
米合三石三斗九升二合	
但つきへり共	
但式升七合かへ	
合壺石一斗四升六合	
内、九升帰り	
残一石五升六合	
(表紙)	
「延享三寅十月十二日	
御神樂諸入用覺帳	
井田村氏子中」	
一、米壺石壺升 <small>(一オ)⑤</small>	土居組
外錢廿四文	同所
一、同壺石式合五勺	城組
一、同六斗一升三合	城慶組
外錢廿六文	
合式石六斗式升五合五勺	
内	
八斗八升	
白米八斗一升	
餅壺斗三升	白米二斗 <small>付</small>
壺斗三升六合	同断
合壺石一斗四升六合	
内、九升帰り	
残一石五升六合	
米代自廿五匁六匁二厘	
銀合九拾九匁四分	

内式斗	外四百文渡譲
内壺斗	一、三匁
残七斗五升六合	但百九拾貳文
(一ウ) 残壺石四斗八升程	一、拾六匁
内壺石三斗貳升	但壺貫貳拾四文
但九表三表	一、拾匁
残壺斗六升	但六百四拾文
合米壺石四斗八升	内四百文渡ス
御銀七拾九匁九分四厘	残式百四拾文
但石五拾四匁かへ	五七
(二オ) 覚	孫兵衛
十月七日	出見せ
一、銭貳百文 すおう代	同所
同十日	同所
一、同三百五十文 看代	城
同日	出
一、中米 五升	所
代八十文	シ
一、同三升	シ
度々二遣	シ
代式百四十文	シ
一、紙拾束	シ
代式百四十文	シ
大隅様渡	シ
是ハ太夫殿へ三匁宛祝儀	シ
一、式貫百拾貳文	シ
てんかく廿五本代	シ
十一包	シ
内壺貫文程	シ
内壺斗	いわい餅
食米	さん米

一、壺貫三拾弐文	九ツ	一、とうしん	同人出シ
是ハ小太夫殿・御子あケ祝儀	代七もん	(三ウ)	内
一、百九拾六文	小もの十四人へ	九貫九百壺文	
但拾四文宛、十四		五貫五百十四文	
一、廿五もん		但七拾九匁九分弐厘	
(三オ)		六十九文ニ▲	
一、扱芋弐百目			
代式百五十六文			
一、同式百目			
代式百五十六文			
一、繩百尋	城5		
代壺分 六文四歩	喜兵衛出シ		
一、同百尋	嘉右衛門出		
代一分 六文四歩	シ		
一、同百六拾尋	城出シ		
代壺分六厘 十文			
一、銀壺匁五分	又兵衛	(四オ)	
是ハぶたい奉行手間賃		神樂人足覚	
此數九拾六文		十月五日	
一、割木五束	木こり	式人 城慶	三人 城組
代式百もん	同七日	式人 土居組	
一、蠟燭弐丁	同九日	メ七人 木こり	
代七拾文	壺人 城組、是ハ大夫様呼ニ遣		
一、明油五合	同十日		
代百もん	式人 城出シ		
	同日		
	壺人 大家へ遣、同所出シ		
	同十日		
	式人 土居		
	一人 城		
	雲はりかへや人足		
	孫兵衛出シ		
	城出シ		
	又兵衛出シ		

外	銀二▲九十四匁二分七厘	小以六貫廿三文
十三匁五分一厘	敷板、釘代、手間ちん	但六十四文
二口	長左衛門分	
合七匁七分八厘		
(五才)		
六十四文、錢也		
一、錢式匁	大隅様	
一、同壹匁	広吉様	
一、同壹匁	善太夫	
メ四匁 但式百五十六文		
一、白米七升	さん米	
一、同五升	夕飯	
メ壹斗式升		
代六百文 但一升五十文かへ		
一、生酒式升		
代百六拾文		
一、錢五十文		
塩かき人足ちん		



十月十三日 (八〇)	一、同四升	同日
	天がいニ入	
十一月十五日 (八一)	一、同三合	同断
	同所大元	
十一月二十二日 (八二)	一、米式斗	城景ちさんまい米、宮江持せ遣
	同所夕飯	
十一月二十九日 (八三)	一、同壹斗式升	同所大元
	同所同断	
十二月六日 (八四)	一、同壹斗式升	大明神御飯
	孫兵衛	
十二月十四日 (八五)	一、同壹斗式升	ほうのき
	但十匁ニ付廿四文ツ、 そなり式足代	
十二月二十一日 (八六)	一、八文	平四郎
	十三日夜たき申候	
十二月二十八日 (八七)	一、草履	夜食
	代十もん	
同月三十日 (八八)	一、塩壹升	善九郎
	久三郎ち	
同月三十一日 (八九)	一、錢式貫文	福田酒屋ち
	同十四日	
同月二月一日 (九〇)	一、同壹貫六百文	城慶ち
	六四	
同月二月二日 (九一)	一、同四百文	城慶ち
	三四包	
同月二月三日 (九二)	一、酒壹斗五升	城慶ち
	同月十三日 (八〇)	
同月二月四日 (九三)	一、餅之子 <small>粉</small>	舞入用覓
	米壹升	
同月二月五日 (九四)	一、武升	一、五升
	米三合	
同月二月六日 (九五)	一、四升	一、のり
	米三合	
同月二月七日 (九六)	一、酒式升	一、茶壹斤
	茶之こ	
同月二月八日 (九七)	一、酒式升	ゆふめし
	てんがい米	
同月二月九日 (九八)	一、酒式升	城ち
	長尾	
同月二月十日 (九九)	一、大こん三束	同所
	牛ほう三把	
同月二月十一日 (一〇〇)	一、米壹升	城ち
	米壹升	
同月二月十二日 (一〇一)	一、口五合	同所
	三日朝飯	
同月二月十三日 (一〇二)	一、大こん三束	同所
	まめ之三合	
同月二月十四日 (一〇三)	一、茶壹斤	同所
	たはこ壹斤	
同月二月十五日 (一〇四)	一、酒壹斗五升	同所
	酒壹斗五升	



但看代

十月七日

一、壱人 伝四郎 城慶

三ぼ

(把)

是ハ大家、四日市、楨田、祖式江呼状持参候

一、壱人 権兵衛 同所

同日

是ハ右同断、福田ら、三原并湯谷江遣候処、三原住吉

(○ウ)

信濃様御口上ニ、此方角ハ当月廿八日迄鳴物停止ニ庄屋本ら申渡候間、先湯谷へ不參とも罷帰り、一応承合候而、又々三原ら湯谷へハ呼状持参候様二人足江被仰、

罷帰り申候

十月八日  
一、壱人 左忠 城慶

是、右之趣ニ付、三原両家ら湯谷へ呼状持参仕候

十月九日 守淵谷  
一、壱人 権兵衛 同所

是ハ前方鬼角門屋百性ともニ出来不足ニ出候ニ付、此度家別取立之帳付ニ遣申候

同日  
一、壱人 清九郎 同所

右人足米（百）おひなり

(二一〇)  
一、覺

一、紙代 覚

一、すをう代

一、天がい（孝）を代 四百文

大根  
大称拾貰目

一、木代

三ぼ

(把)

百五拾文

一、牛房代

八拾文

八拾文

一、あを紙代

天がい繩ないちん

百五拾文

